

指定旅館

新規の指定旅館戸数二四戸、廃業其他に依り取消したもの三件、現在戸数四五三戸、宿料値下げしもの六件

奈良県観光産業博覧会

奈良市制三十五周年記念観光産業博覧会（会期昭和八年三月二十日より全五月十五日迄但し一週間会期延長）開設せらるゝに当り組合役員会の決議により大和壳葉の出陳に関する件一切を大和壳葉出品協会（奈良日報社前田社長）に嘱託し、審査の結果森田博覧会長より金牌賞等の受与せられたる者二十一人に及べり

（前田長三郎『大和壳葉史』昭和八年刊）

五 大和壳葉同業組合業務成績（抜粋）

昭和八十年

違約処分ヲ為シタル員数処分ノ種類及其理由 ナシ
仲裁判断若シクハ調停ヲ為シタル事項 ナシ
組合未加入者ニ対シ訴ヲ提起シタル事 ナシ
繰越スコト、ナレリ

六錢ノ収入超過ニシテ歳出ニ於テ金壱千四百二十円四十八錢ノ支出減ヲ合シ金參千四百六円五十四錢ヲ次年度へ

昭和八年度

組合経費収納状況並滞納者ニ対スル処分顛末
組合ノ経費ハ賦課金、手数料、雜収入、補助金、繰越金

組合ヲ組織セル營業ニ關スル商況

久シキニ涉ル經濟界ノ不況ハ經濟更生並ニ救濟ニ関スル

諸施設ト満洲事變後に於ケル重工業ノ活況ト相俟テ稍回復ノ徵アリタリシモ國民大衆ヘノ影響僅薄ニシテ米、繭等ノ価格ノ低落ハ農山漁村ノ疲弊困憊愈其ノ度ヲ加ヘツツアリ、隨テ一般民衆ヲ華客トスル吾人當業者ハ之ガタメ需要減ニ加ヘテ掛代金ノ回収困難トナリ資金ノ停滞ヲ來セル狀態ナリ

一方近時医療社会化ノ影響ハ健康保險ノ実施各種產業組合其他團体ノ医、藥事業ノ開始或ハ團体的商行為ノ出現等ニヨリ當業者ニ相當ノ影響を及ボシツ、アリ殊ニ配置販売ヲ主タル業態トナス吾人組合當業者ハ之ガ受クル处分鮮カラサルモノアリテ營業上諸般ノ事柄ニ遭遇シ相當考慮ヲ要スペキ情勢ニアリ
因テ本年ノ生産ハ諸種ノ事由ニヨリテ前年ニ比シ少シク減額(三、五、八、九、六、八、七貼)ヲ示シ又移輸出ニ於テモ不振ヲ示セリ、宜シク當業者ハ益々優秀ナル製剤ノ產出ト協力一致諸種ノ弊害ヲ排除シ以テ堅実ナル發達ヲ遂クベキ事ニ大ナル努力ヲ要スヘキナリ

全国配置壳藥業團体聯合会ニ就テ

第五回全國配置壳藥業團體聯合總會ハ富山縣壳藥同業組合主催ノ下ニ昭和八年十月十五、十六日ノ両日富山縣會議事堂ニ於テ開催セラレ昭和七年度經費決算並業務成績報告承認ノ件外十議案ニ付附議決定シ斯業ノ發展ニ多大ノ貢獻ヲ挙ゲタリ

議案

產業組合團體ノ壳藥製造ニ關シ対策ノ件

產業組合團體ニ於テ壳藥製造及販賣ヲ取扱ハシメザル様其ノ實行ノ促進ヲ期ス

附帶

本件ハ全壳大会ニ提出シ主務省ニ陳情書ノ提出並ニ本部役員及配壳代表者ヲシテ實行ノ促進ニ当ラシムルコト

但シ出席參加團體名ヲ以テ提出スルコト

ルコト

以上ノ通決議セリ

壳藥行商人ノ届出制度ヲ地方庁ノ許可制度ニ改正方請願ノ件

売薬行商ノ届出制度ヲ許可制ニ改正方請願スルコト

対策ヲ望ム

大正三年九月八日発衛第一五一号衛生局長通牒ノ方名

記載ヲ省略方主務省ヘ陳情スルコト

以上ノ通決議セリ

全日本商権擁護聯盟奈良県大会

前二項ハ本日附ヲ以テ本会長名ニテ主務省ヘ手続スル

コト

以上ノ通決議セリ

全国売薬業団体聯合会ニ就テ

第十三回全国売薬業団体聯合会大会ハ昭和八年十月十八、十九両日ニ亘リ京都市岡崎公園市公会堂ニ於テ開催セラレ昭和七年度事業報告承認ノ件外二十一議案ニ付附議決定セリ

一 購買組合販売組合ノ事業ニ官憲ノ関与ヲ厳禁スルコト

二 購買組合、販売組合ニ対スル国費及地方費ノ補給

ヲ廢止スルコト

三 購買組合、販売組合ニ対スル各種免税ノ特典ヲ撤

センソ含有ノ既免許売薬ニ対シ譲受、譲渡並相続ヲ許

可セラル、様其筋ニ陳情ノ件 (撤回)

四 購買組合、販売組合ノ違法行為脱法行為ノ取締ヲ

励行スルコト

産業組合団体ノ売薬製造ニ関シ対策ノ件

近來府県ニ於テ社会政策ニ名ヲ藉リテ一方ニ偏重シ売

薬業ヲ脅威スルガ如キ事業ヲナスハ當業者ノタメ実ニ

重大ナリト認ムルガ故ニ現事者ニ於テ速カニ適當ナル

右決議ス

附帶決議

吾人ハ本聯盟ノ全国的結束ヲ益々鞏固ニシ飽迄決議ノ趣

旨貫徹ニ邁進セントラ期ス

日滿貿易懇談会ニ関スル件

本懇談会ハ満洲國社團法人東亞產業協會ノ計画ニ基ク

県市外関係団体主催ノ下ニ昭和八年十一月二十一日奈良

会館ニ於テ開会セラレタリ

大和壳藥振興委員会設立ノ件

壳藥ハ本県産業ノ大宗ニシテ直接間接県民經濟ニ至大ノ影響ヲ及ホシツ、アリ然ルニ近時深刻ナル經濟界不況ノ影響ト共ニ営業上諸種ノ弊ヲ招起シ我歴史的産業ノ前途相当考慮ヲ要スペキ現況ニアリ

壳藥印紙稅復活反対ニ関スル件

昭和八年十二月十三日附本県知事閣下並ニ全県會議長宛縣移管方ニ付陳情書ヲ提出シタリ

(三)私立奈良県薬学校県移管方ニ就テ

(二)県立工業試驗場壳藥部独立ニ関スル件
出ス

昭和八年十一月十一日附本県知事閣下並ニ全県會議長宛速力ニ独立致サレタキ旨更に陳情書ヲ提出セリ

茲ニ鑑ミ県当局ハ當業者ト地方關係者ヲ糾合セル振興委員会ヲ設立セラレ知事閣下ヲソノ會長ニ推戴シ斯業ニ關スル諸般ノ具体的方策ヲ討究シ其ノ実施ヲ図リ以テ之ガ更生振興ヲ期セント目下審議続行中ナリ

陳情ニ関スル件

(一)商標登録査定上ニ付

昭和八年七月三十一日附特許局長官宛陳情書ヲ提
ト仄聞シ本組合ハ其重大性ニ鑑ミ全年十二月十一日組合

502

員總会ヲ開催シ満場一致之ガ反対ヲ決議セリ

〔宣言〕第十六回日本医師会にて決議せる売薬印紙税復活建議は救療費充當の美名をかゝげてわが売薬

の進出を阻止せんとする欺瞞策にして民衆唯一

の簡易治療薬たる売薬に悪税を課せんとするも

のである、これは結局民衆の病者より徵稅することになり万一復活の暁は社会人道上實に重大

な結果を招來することは明であるわれらは矛盾

撞着の甚しいこの悪税の復活建議に対し日本医

師会の猛省を促すとともに廣く輿論に懇へてこ

れを末然に防遏し売薬本来の使命に精進せんこ

とを期す

〔決議〕売薬印紙税復活に対し絶対反対す

薬業会ノ設置

今期中薬業会ノ設置セラレタルモノ左ノ如シ

設立年月日

区城

名称

3 同業組合
全 昭和八年四月十一日 田原本町 田原本薬友会
全 昭和八年十二月一日 桜井三輪織田各町村 中和薬業会

売薬（製造）巡視事項

巡回戸数三三戸、うち能書記事の相違二戸、誇張と認むる記事二、その他六

不良行商人使用人取締事項

発生件数二九五人、其筋へ申告したるもの三四人、停止処分に付したるもの二六人、訓戒又は注意に止めたるもの一八七人、他は放棄

売掛代金不払事項

受入件數十件、うち調査継続五件、棄却又は取消一件
調停件数六件

行商最寄会設置

本組合定款ニ基キ今期中設置セシ行商最寄会左ノ如ク

ニシテ何レモ之ヲ承認セリ

設置年月日	会ノ名称	地城
昭和八年七月十三日	山梨県売薬共正会	山梨県
昭和八年九月十日	奈良県同業共榮会	奈良県
昭和八年九月十五日	大分県共正会	大分県
全	佐賀県共正会	佐賀県
昭和八年十二月一日	長崎県共正会	長崎県

昭和九年二月十五日 東京更生会 東京府

昭和九年二月廿四日 埼玉県共正会 埼玉県

昭和九年二月廿五日 滋賀県共正会 滋賀県

昭和九年二月廿六日 檜山壳藥同盟会

松前
檜山壳藥同盟会
(上磯町ヲ除ケ)
北海道
松前郡
檜山郡

全
訓根大和壳藥同盟会

北海道
千島國但馬
國陸別
根室國
釧路國
國
北海道
旭川市
石狩上
川郡

昭和九年二月廿七日 和歌山県共正会

和歌山縣
北海道
旭川市
石狩上
川郡

昭和九年二月廿八日 旭川大和壳藥同盟会

北海道
天塩郡
留萌郡
天塩郡ノ海岸

昭和九年二月廿八日 天塩海岸大和壳藥同盟会

北海道
天塩郡
留萌郡
苦前郡

昭和九年三月一日 静岡県共正会 愛知県

北海道天塩国増
矢郡
留萌郡
天塩郡ノ海岸
静岡県
静岡県
愛知県
愛知県
傳承スルニ本件ハ目下実現セラレツツアリト雖之ガ影響鮮キ模様ナリト

埼玉県青年団依託販売問題

尚且下京都 広島 鳥取 島根各府県ハ創立中
行商人取締ニ関スル打合懇談会開催ノ件

壳藥行商上ニ関スル事故頻出ノ弊ニ鑑ミ之ガ取締ノ徹底ヲ期スベク昭和八年七月二十九日生駒郡富雄村あやめ館ニ於テ本県警察部長殿ノ臨場ヲ仰ギ組合管内御所、八木、高田、桜井、田原本各警察署幹部係官ト懇談打合セ

ヲナシ取締上資益スル処多カリキ

岩手県薬草販売購買利用組合会ノ計画ニ関スル件

本件ハ県民の保健衛生並町産業経済ノ自力更生ヲ期スベク本聯合会ヲ設立シ家庭薬ノ製造分配ヲ計画セラレタ

リ即チ本計画ハ吾配置當業者ニ至大ノ影響ヲ蒙ムル所ナルニヨリ直ニ全地ニ職員ヲ派シテ詳細調査シ之ヲ全壳本部ニ通告シテ適當ナル対処方ヲ懇請シ或ハ関係組合団体ト數次ノ交渉ヲ重ね之ガ有効ナル対策ヲ講究シ以テ業権ノ擁護ニ努メタリ

本件ハ昭和八年十一月二十日之ヲ伝知セシガ事斯業ニ影響ヲ及ボス所大ナルニ鑑ミ直ニ職員ヲ急派シ詳細調査ノ結果本計画アルヲ推知セリ一方相手方タル關係者ニ交渉中本計画具体化シタルモ數次ニ亘ル折衝ノ結果昭和九年二月二十八日遂ニ本件ハ之ヲ絶対ニ中止スルコトトナリ

壳薬取締ニ関スル件

壳薬広告取締厳行ノ結果組合員ノ製造壳薬ノ被包、広告文等ニ付差出方ヲ通告シ之ヲ県係官ノ査見ヲ需メ以テ事故ノ絶無ヲ期シタリ

満洲見本市参加

第四回満洲見本市ハ昭和八年七月十七日ヨリ全十九日迄三日間大連市ニ続テ全年七月二十八日ヨリ全三十日迄三日間奉天市ニ何レモ開設セラレタリ本組合ヨリ出品者代表トシテ東洋壳薬株式会社取締役中村駒治郎氏ヲ派遣出張セシメタリ

指定旅館

本年度指定戸数二九戸、取消二戸、現在戸数四八〇戸、
値下げせしもの四六件

昭和九年度

組合経費収納状況並滞納者ニ対スル処分顛末

組合ノ経費ハ賦課金、手数料、雜収入、補助金、繰越金ヲ以テ処弁ス本年度賦課金ニ於テ金參千五拾六円拾壹錢ノ増収ニシテ之レヲ細別スレバ甲製造営業割ニ於テ金參千百六拾四円五拾四錢ノ増収ヲ見タルモ乙製造営業割ニ

於テ金貳拾參円四拾八錢請壳営業割ニ於テ金八拾四円九拾五錢ノ減収ヲ示シタリ殊ニ請壳営業割ニ付テハ収納締切ニ当リ尚相当ノ未納ヲ残シタルハ甚ダ遺憾トスルモ年度経過後ニ於テ徵收見込充分ナルニ依リ滞納処分ヲ行ハズ手数料ニ於テ金六百九拾九円拾貳錢雜収入ニ於テ金百八円七錢繰越金ニ於テ金九円五拾四錢ノ增收ナルモ補助金ニ於テ金壹百円訴訟弁償金ニ於テ金拾円ノ減収ニシテ借入金ニ於テ金壹千五百円ノ借入ナカリシタメ歳入ニ於テ金貳千二百六拾貳円八拾四錢ノ収入超過ニシテ歳出ニ於テ金壹千參百參拾貳円拾六錢ノ支出減ヲ合シ金參千五百九拾五円貳拾錢ヲ次年度ヘ繰越スコト、ナレリ違約処分ヲ為シタル員数処分ノ種類及其理由
仲裁判断若シクハ調停ヲ為シタル事項
組合未加入者ニ対シ訴ヲ提起シタル事
ナシ
組合ヲ組織セル営業ニ関スル商況
近來医薬思想ノ普及ニ伴ヒ国民ノ保健衛生上ニ関スル諸施設 社会化ノ趨勢ハ健康保険ノ実施、県営壳薬ノ計画トナリ各種組合団体ノ医療機関経営、青年団婦人会、農

会等ノ各種団体的商行為、或ハ近ク全国購買組合聯合会

ニ於ケル売薬配給実現等ヲ見ルニ到レリ此レカタメ民業

当業者殊ニ吾配置販売当業者ハ著シク既得商権ヲ浸蝕動搖セシメラレ直接間接甚大ナル影響ヲ被り當業經營上一

大苦難ニ遭遇シツ、アリ加之一般國民ノ經濟狀態ハ依然

トシテ不況ノ霧囮ニ喘グ狀態ナルヲ以テ夫等一般大衆ヲ唯一ノ華客トスル我組合當業者ハ需要減ニ加ヘテ藥代金ノ回収益困難ニシテ資金ノ停頓殊ニ夥シキ狀態ナリ、然

レ共本年中ニ於ケル生産ハ當業者熱火ノ努力ニヨリ前年

ニ大差ナキ數額ヲ示シタリト雖今後益々諸種ノ迫害斯業上ニ到来スヘキコトニ想ヲ致シ宜シク當業者ハ倍々優秀ナル製剤ト価格ノ低廉ニ努メ協力一致非常業界ノ対処ニ善策シ愈々堅実ナル發達ヲ遂ケ以テ國民濟世ノ重大使命ニ達進スヘキナリ

全國賣藥業團體聯合大會

第十四回全國賣藥業團體聯合大會ハ昭和九年四月十五、

十六両日ニ亘リ大阪府賣藥同業組合幹事團體トナリ大手

前「國民會館」ニ於テ開催セラレ附議案件ハ昭和八年度

事業報告承認ノ件外十七件ナリキ

本組合提出議案

賣藥法施行規則第十六条ノ二改正方促進ヲ其筋ニ陳情ノ件

〔決議〕 賣藥法施行規則第十六条ノ二ノ改正ハ先年本会

ニ於テ可決セラレ本部ヨリ當局ヘ陳情セルモ未だ目的セサルヲ以テ再度本部ヨリ陳情アランコトヲ認ム

賣藥行商届済証ノ様式改正方其筋ニ陳情ノ件

〔決議〕 賣藥行商届済証ニ方名ノミヲ省略シ而シテ本人ノ写真ヲ貼付セシムル様施行規則ヲ改正アランコトヲ其筋ニ陳情セラレタシ

移出賣藥取扱緩和促進ヲ其筋ニ陳情スルノ件

〔決議〕 台湾及朝鮮ニ於テ賣藥ヲ移入スル場合内地賣藥法ニ拠リ有資格者ノ免許ヲ受ケタルモノニ限り

検査手続撤廃スルコト

右當局ヘ陳情ヲ本部ニ一任ス

產業組合其他各種團體名義ノモトニ賣藥ノ製造請賣及販

3 同業組合

壳ニ関スル対策ノ件

〔決議〕 本案ハ結局請壳業者資格制限スルヨリ他ナシト

ノ結論ニ満場一致ヲ以テ到達シタリ然シナガラ

本問題ハ大会ニ於テ從来屢々相當論議モアリ本
会トシテ成案ヲ得ヘク目下攻研中ト思考スルモ

本委員会ノ空氣ヲ知セラレ本問題ニ対シ至急成
案ヲ得ヘク促進セラレコトヲ理事者ニ要望ス

全国配置壳業団体聯合会

第六回全国配置壳業団体聯合会總会ハ昭和九年十月十五、十六両日ニ亘り大津市公会堂ニ於テ開催セラレ昭和八年度経費決算並業務成績報告承認ノ件外十六議案ニ付
慎重審議セラレ業界ニ貢献セシ処寔ニ多カリキ

本組合提出議案

全国配置壳業大会ニ於ケル協定事項ニ対スル励行方ニ

関スル件

〔決議〕 未加入団体タル徳島、香川、岡山、鳥取、熊本

ノ各県ニ対シ最寄中央会ヨリ急速ニ加入方ヲ実

現ナサレタシ

現行壳業行商届済証ヲ許可又ハ免許制度に改正方促進ニ

関スル件

〔決議〕 本委員会ハ本聯合会加盟組合団体ヨリ適當ナル

代表委員一名以上ヲ選出シ各組合選出ノ貴衆兩院議員ヲ介シ内務省當局ニ対シ本案ノ実現方ノ

促進ヲ期ス

明後年ヨリ実施サレントスル国民健康保険法実施反対ニ

関スル件

〔決議〕 昭和十一年度ヨリ実施セントスル国民健康保険

制度ハ其ノ内容ヲ検討スルニ社会政策ノ主旨ヲ

没却シ国民思想上ニ及ホス累弊亦甚大ナル悪制
ナリ然シテ吾等壳業者ヲ極度ニ圧迫シ生活ヲ

脅スノミナラズ延テハ全國幾万人ノ業者ヲシテ

失業セシムル暴案ナリ、茲ニ於テ吾等同業者ハ
協力一致死力ヲ竭シ斯ル反社会政策案ニハ絶対
反対ヲ表明シ之カ徹廃ヲ期ス

全国商工同業組合大会

内外非常時局ニ直面スルノ秋同志一堂ニ相会シテ意志ノ

疎通ト同業組合ノ将来ヲ策シ且政府ニ対スル共同ノ要望ヲ表明之カ貫徹ヲ期スベク大阪府同業組合聯盟主催ノ下ニ昭和九年十一月四、五両日ニ亘リ大阪市中央公会堂ニ於テ盛大ニ開催セラレ法規ノ綜合的改正ニ関スル件外十二議案ニ付附議セラレタリ

中小商工業ノ保護獎励ニ關スル決議案

我国中小商工業ノ疲弊不振ハ恰モ農村ノ窮状ニ比スベキモノアリ其対策ノ容易ナラサル言ヲ俟タサルナリ政

府カ時局匡救策ヲ首メ各種ノ農村更生策ヲ実施シ農村経済生活ノ安定ニ努力セラレツ、アルハ素ヨリ当然ノ措置ナリト雖一方中小商工業ノ振興ニ対スル政策ニ到ツテハ未タ見ルヘキモノ甚ダ少キヲ遺憾トス蓋シ商業繁榮セシテ農村ノ振興望ムヘカラス農村振興セサレバ以テ商工業ノ發展ヲ期スヘカラス相互ノ間沟ニ緊密ナル相関關係ヲ有ス故ニ政府ニ於テモ農村救濟ト同時ニ中小商工業ノ保護獎励ニ対シ速ニ適當ナル対策ヲ樹立セラレンコトヲ望ム

国民健康保険制度反対運動

本制度ハ内務省社会局保険部ノ立案ニカ、ルモノニシテ之カ要綱発表セラル、ヤ全国医薬業者ハ斯業ノ潰滅ヲ招来セシムル大暴案ナリトシテ一齊ニ反対運動ヲ起スニ到レリ 本組合ニアリテハ即チ全国配置売薬業団体聯合会又ハ全売本部其他関係団体ト聯絡ヲ保チツ、數次ニ亘リ代表ヲ上京セシメテ関係當局ニ陳情シ以テ業權ニ努メ一方国民健康保険制度反対期成同盟会ヲ結成シ之カ目的ノ貫徹ヲ期シタリ

幸ニシテ本案ハ第六十七帝国議会ニ提出セラレサリシモ今後本案ノ推移ニ対シ折角関心ヲ払ヒツ、アリ

全国購買組合連合会の売薬配給について

全国購買組合連合会ニ於テハ最近十八種ノ家庭薬ヲ製造シ之ヲ全國ノ産業組合ヲ介シ各ソノ所屬組合員ニ配給ヲ開始セリ之ガタメ吾配置當業者ハ直接多大ノ影響ヲ被リツ、アル現状ニ鑑ミ全國配置売薬業団体聯合会加盟団或ハ全國売薬業団体聯合会本部ト聯絡ヲ保チ協商ヲ重ネ屢関係當局ニ陳情スル等折角対策中ニアリ

団体販売対策ニ關スル件

団体販売対策委員会

本委員会ハ前年度ニ引続キ委員ハ夫レヽ関係當業者ヲ歴訪シ之カ改更方ニ関シ了解ヲ得ルコトニ努メツ、アリ

不当販売対策同盟会ノ組織ニ就テ

近時原価通信販売等ニヨル販売方法ノ現出ニヨリ我配置當業者ノ被ル影響甚大ナル実状ニ鑑ミ営業権ノ確立ヲ期スヘク昭和九年八月三日本会ヲ結成セラレタリ

〔宣言〕 近時頻発スル各種不当販売方法ハ吾大和壳薬ノ伝統的業権ヲ奪取侵滅シ本県一大産業ノ進展ヲ阻害スルコト実ニ大ナリ吾人ハ速ニ此種不当販売方法ヲ改滅シ民衆保健衛生ノ実績向上ニ資シ延テハ業権ノ確立ヲ期セントス

〔決議〕 速ニ不当販売方法ノ改滅ヲ期ス

壳薬（製造）巡視事項

巡回戸数三十七戸

不良行商人使用人取締事項

發生件数九十一人、調査続行十八人、放棄したるもの七

五人、その筋へ申告したもの三十九人、停止処分四十一人、処分猶予一人、訓戒又は注意一〇六人

売掛代金不払事項

受入れ八件、調査続行五件、催告三件、調停五件

行商最寄会設置

本組合定款ニ基キ今期中設置セシ行商最寄会左ノ如クニシテ何レモ之ヲ承認セリ

設置年月日	会ノ名称	地　域
昭和九年八月　　日	山口県共正会	山　口　県
昭和九年九月　　一　日	京都府共正会	京　都　府
昭和九年九月　　七　日	香川県共正会	香　川　県
昭和九年九月　　十三日	福島県共正会	福　島　県
昭和九年十月　　十八日	青森県最寄会	青　森　県
昭和九年十月　　十八日	秋田県最寄会	秋　田　県
昭和十年二月　　九　日	徳島県共正会	徳　島　県
昭和十年二月　　十八日	宮城県共正会	宮　城　県
昭和十年二月　　二十日	愛媛県共正会	愛　媛　県
昭和十年二月　　廿二日	島根県共正会	島　根　県
昭和十年二月　　廿二日	鳥取県共正会	鳥　取　県
昭和十年二月　　廿二日	北海道聯合会	北　海　道
昭和十年二月　　廿二日	北海道全道	北　海　道

（旭川・天塩海岸・名寄・宗谷・北見・十勝・日高・室蘭・釧路各支部）

昭和十年三月一日 新潟県最寄会 新潟県
備考 昭和十年十二月二十二日山陰共正会ヲ解散シ全
日島根、鳥取共正会創立ス

前期迄ノ既設最寄会

奈良県薬業同業組合設置発起人（奈良県奈良市）西木辻町
二十二番地米谷橋治郎外十九名申請ニ係ル奈良県薬業同
業組合設置ノ件、大正十一年二月十四日農商務大臣ヨリ
認可セラル、其ノ組合事務所及地区左ノ如シ

東京更正会 岩手県共正会 愛知県共正会

静岡県共正会

奈良県同業共榮会

福井県親交會

一 地区

奈良県添上郡 生駒郡 山辺郡 宇陀郡

宇智郡 吉野郡 奈良市

大正十一年十二月二十六日 奈良県知事成毛基雄

阪神同業共榮会

埼玉共正会

滋賀県共正会

一 事務所

奈良県奈良市

大正十一年十二月二十六日 奈良県知事成毛基雄

佐賀県共正会

大分県共正会

和歌山県共正会

長崎県共正会

大正十一年十二月二十六日 奈良県知事成毛基雄

熊本県同盟会

福岡県共正会

広島県共正会

大正十一年十二月二十六日 奈良県知事成毛基雄

岐阜県同盟会

大正十一年十二月二十六日 奈良県知事成毛基雄

指定旅館

本年度指定戸数十一戸、本年度取消三戸、現在戸数四八
戸、うち値下せしもの七件

七 第七回全国壳薬業団体聯合大会開催
につき奈良県知事の挨拶 昭和二年

奈良県知事 百濟文輔君祝辭

昭和二年

（増田製薬株式会社蔵）

六 奈良県薬業同業組合の設置 大正十一年
奈良県告示第四百十三号

私ハ本大会開催地ノ當局ト致シマシテ一応御挨拶ヲ申
上ケルトコロノ光榮ヲ有シマス、（中略）惟フニ壳薬ハ簡
易治療ノ実剤ト致シマシテ、普ク認メラレ國民ノ保健衛
生上至大ノ關係ヲ有スルモノデアリマス、此処ヲモツテ
曩ニ政府ハ壳薬印紙税ヲ撤廃シ配剤内容ノ改善品質ノ向

上ヲ促ガシマシテ以テ社会民衆ノ福祉ヲ増進セラレタノ
デアリマス、當業者マタ政府ノ主張ニ呼應致サレマシテ
全國的ニ當業者団体ヲ改造シ業務諸般ノ事項ヲ常ニ討究
セラレツ、アルトイフコトハ、洵ニ機宜ニ適シタルトコ
ロノ美挙ト謂ハナケレバナラヌノデアリマス、(中略) 御
承知ノ如ク本県ハ全國中有數ナル壳薬生産地デアリマシ
テソノ產額ハ約二千万円ニ達スル状況デアリマス、従ツ
テ県下ノ產業ト致シマシテハ最モ重要ナルトコロノ位置
ニ指ヲ届スル次第デアリマス、併シナガラ、日進ノ時勢ニ
伴ヒマシテ、ソノ製造ノ技術或ハ品質ノ内容或ハソノ販
売ノ組織、或ハ從業者ノ人格ノ向上、或ハ各業者間ノ互
讓協定ノ團体的組織トイフヤウナ、之等ノ点ニ関シマシ
テハ尚未幾多ノ改善ヲ施コスベキ余地ガ存シテ居ルコト
ト考ヘマスルガ因襲ノ久シキト又一大刺戟ニ逢著致シマ
シテ、一面マタ外部ヨリスルトコロノ各種ノ誘易宜シキ
ヲ制スルコトガ出来ナケレバ到底ソノ目的ヲ達スルコト
ガ出来ナイ状態ニアルノデアリマス、デ今回本県ニコノ
大会ヲ開カレルニ当リマシテ、多數ノ達識経験ニ富マル

、トコロノ方々ガ御来会ニナリマシタコノ絶好ノ機会ニ
オキマシテ、斯業ノ全國的改善發達ノタメニ適切ナル協
議ヲ煩ハシ度キコトハ勿論デゴザイマスケレドモ、一面
又主催地ト致シマシテハ曩ニ述ヘマシタ本県ノ実情ニ鑑
ミマシテ各地大会ノ方々ガ他山ノ石トシテ本県當業者界
ニ適切懇篤ナル御指導ヲ与ヘ下サラムコトヲ切ニ望ンデ
已マナイトコロデゴザイマス、(中略) 充分ニ折角ノ機會
ニ於テ討議研究ヲツクサレ國民保健衛生ノ上ニ貢献シ、
諸君ノ業務ノ益々發達進歩致シマスルヤウニ充分ナル御
研究ヲ下サイマスト共ニ、旅情ヲ御慰サメ下サイマスコ
トガ出来マスルナラバ洵ニ幸ヒデアルト考ヘテ居ル次第
デアリマス、コレヲ以テ主催地當局ノ御挨拶ト致シマ
ス(拍手起ル)

(後略)

(大和壳薬同業組合『第七回全国壳薬業団体聯合大会記録』)

八 第七回全国壳薬業団体聯合大会にお ける大和壳薬同業組合提出議案

昭和二年

第二十一号議案ノ二

大和壳薬同業組合提出

壳藥行商届済証記載事項中、方名省略ヲ本会ノ決議ヲ経テ當局ニ請願ノ件

理由 口述

九番 (吉岡藤吉君) 簡単ニ説明致シマス、理由書ニ書イテアリマス通り、コノ壳薬税法が廃止サレマシタ今日ニ於キマシテ未ダ、壳薬受売及ビ行商下附願ヒヲナスニ当リ行商壳薬ノ方名ヲ一々記載シナケレバナラヌト云フコトハ、壳薬税法ノ撤廃サレマシタ今日、即チ取残サレタル骸骨ナリト信ズルノデアリマス、而モ郡役所廃止ノ結果ト致シマシテ本件ハ同時ニ警察署ニ移管サレタノデアリマスルガ、行商鑑札ノ下附願ヒヲ出シマシテモ仲々ソノ鑑札ガ下ツテ来ナイト云フヤウナ状態デアリマス、殊ニ吾々ノ如キ僻地ニアリマシテハ実ニ不便コノ上モナイノデアリマス、勿論各府県ニヨリマシテ大同小異ガゴザイマセウガ矢張ソレ相当ノ不便ヲ感ゼラレテ居ルコト、信ジマス、ソレ故ニ、本案ヲコノ大会ニ於テ御決議ヲ

願ヒ、而シテ各府県ニ請願イタシマシテ以テコノ不便ヲ除去致シタイト考ヘルノデアリマス、コレ即チ本案提出ノ本旨デゴザイマス、何卒本案ハ即決御可決アラムコトヲ希望スル次第デアリマス

(「賛成々々」ノ声起ル)

八十三番 (奥村正信君) 第二十一号案ノ一一ツキ簡単ニ理由ヲ申上ゲテ置キマス、本案ハ二十一号議案ノ一ト目的ハ同一デアリマスガ、其ノ方法ニ多少相違セル点ガアルノデアリマス、即チ二十一号案ノ一ハ府県ノ施行細則ニ依リ目的ヲ達成セントスルニ対シ本案ハ内務省令ヲ改正セントスルノデアリマス、即チ壳薬法施行規則第^(マ)条ノ改正ヲ叫ブノデアリマス、壳藥行商届済証ハ行商人ノ身分ヲ明カニスルト共ニ、ソノ所持セル壳薬ガ果シテ免許ヲ得タルモノナリヤ否ヤヲ証スルタメニ制定セラレタルモノデアリマスガ、第一ノ行商人身分証明ハ之ハ必要ト思ヒマスルガ其ノ所持セル壳薬ノ免許ノ有無ヲ証スルタメニ各々方名ヲ記入スルコトハ、全然ソノ必要ヲ認メナイデハアリマセンカ、行商人ハ日々異動甚ダシ

ク、営業者ニ於テモ亦営業品種ガ増減スルコト多ク其ノ

都度、一々届済証ノ訂正ヲ要スルノデアリマシテ現行法

ハ営業者ノ不便尠カラザルノミナラズ、又官庁ニ於テモ

繁雜ナルコトデアリマス、コノ無免許売薬ヲ取締ル便利

ト當業者及取締官庁ノ手數ト、所謂利害得失ヲ比較イタ

シマストキハ、前者ヲ捨テ後者ニ拠ルヲ便ナリト信ズル

ノデアリマス、要スルニ、本案ハ売薬行商届済証、記載

事項ハ行商人ノ身分ヲ明カニスルヲ以テ充分事足ルト思
フノデアリマス、以上ノ理由デアリマスカラ何卒全会一
致御賛成アラムコトヲ希望致シマス

(「異議ナシ」「賛成」ノ声起ル)

議長（米田元君）本案ハ何レモ即決可決ニ致シテ御異議

アリマセンカ

(「異議ナシ」ノ声起ル)

議長（米田元君）御異議ガナケレバソノ通リニ確定致シ

マス、ツヽイテ第二十二号議案ニ移リマス

第二十二号議案

奈良県薬業同業組合提出

売薬部外品取締規則全國統一促進ニ関シ本会ノ決議

ヲ以テ内務大臣ニ陳情スルノ件

理由 口述

七十四番（采谷櫛次郎君）売薬部外品取締規則統一ニ就

キマシテハ、曩ニ本会ニ於テ決議サレマシテスデニコノ

統一ニ対スル案ガ当局ニ於テハ大体完成シテ居ルヤウニ
承知致シテ居ツタノデアリマスルガ、十二年ノ震災ノタ

メニ材料ガ消滅致シタト云フ訳デモゴザイマスマイガ今

日尚ホ実施ニ及シテ居ナイノデアリマス、売薬受売ノ手
続ノ如キモスデニ数年前カラ一枚ノ受売願書ニ於テモ省

略サレテ居ル今日売薬部外品ノミヲ複雜ナル取締ヲ致シ

マスト云フコトハ非常ニ不合理デアリマスルガタメニ、

此處ニ改メテ本会ノ決議ヲモツテ再ビ以上ノ事拘^(ママ)内務

大臣ニ陳情致シマスコトニツキ御賛同ヲ仰ギタイト思フ

ノデアリマス

(「即決」ト呼ブモノアリ)

三十八番 (河原林剛次君) 本案ハ即決可決トシソノ実行

(參 悪)

ヲ奈良県薬業組合ニ御願ヒスルコトニシタイト思ヒマ

ス

議長 (米田元君) 唯今ノ動議ヲ一寸聞キ洩ラシマシタガ、即決可決トシテソレカラ……

三十八番 (河原林剛次君) 奈良県薬業組合ニソノ運動ニ着手シテ貰ヒタイト思ヒマス

七十四番 (米谷橋次郎君) 唯今即決可決ソノ運動方法ハ奈良県薬業組合ニ一任ト云フ動議デアリマスガ、議題ノ

通リ之レハ全国的ノ問題デアリマスルカラ矢張聯合大会

ノ本部カラヤツテ戴キタイト思ヒマス、是非本部デヤツテ戴クヤウニ希望致シマス

議長 (米田元君) ソレデハ二十二号議案ハ即決可決トシテ御異議アリマセンカ

(「異議ナシ」ノ声起ル)

議長 (米田元君) 然ラバ本案ハ確定議ト致シマス、続イテ二十三号議案ヲ議題ニ供シマス

第二十三号議案

奈良県薬業同業組合提出

売薬廃税後ハ各営業者ニ於テ定価ヲ引下ヶ或ハ内容増量セルモ未タ在来ト異ナラサルモノアルノミナラス近時引下ケタル価格ヲ又旧定価ニ引直シ或ハ新規売薬ニ高価ヲ附スルモノアリ、之レ廃税趣旨ニ背致スルモノナレハ飽迄趣旨ヲ永久ニ遵守シ社会政策ニ合致セシムヘク本大会ニ於テ決議スルノ件

理由 口述

七十四番 (米谷橋次郎君) 二十三号議案ニツキマシテ提案理由ヲ申上ゲタイト存ジマス、余程時間ガ切迫致シマシタノデ甚ダ恐縮デゴザイマスガ、暫ラクノ間、極ク簡単ニ致シマスカラ御清聴ヲ煩ハシタイノデアリマス、御承知ノ如ク売薬廃税ノ主旨ナルモノハ、所謂社会政策ニ順応スル、コレガ第一義デアツタノデアリマス、カルガ故ニ吾々ハ、大阪、富山ソノ他有力ナル同業組合ノ団体諸君ト共ニ廃税又ハ減税ニ運動スル場合ニ於テモ或ハ

大蔵ヲ訪ヒ或ハ当路ノ大官ヲ訪ネ、或ハ国税課長ニ会ヒ種々致シマシタ際廢稅ノトキハ、ドウ云フカト云ヘバ、「売薬印紙稅ヲ廢止スレバ當業者ハ德スルノデアル、デアルカラ廢稅ト共ニ從來ノ値段ヨリ一割ヲ引クカ」ト云フコトノ質問ハドノ人カラモ吾々ハ聽イタノデアリマス、又サウ云フコトノ追究ガ多カツタガタメニ、ソノ當時委員ハ、サウ云フヤウナ誓約書ヲ書イテ「廢稅後ハ必ズ一割ヲ引ク」ト云フ公約書ヲ書イテ出シタコトモ記憶致シテ居リマス、又帝国議会ニ於テ医師ガ反対ヲ致シマスコトヲ聞イテ見マスルト云フト「売薬印紙稅ヲ廢止シテモ一時ハ印紙代ヲ引クデアラウケレドモ何時マデモノレヲ行フモノデハナイ、漸次當業者ハ德ヲスルノデアル、ダカラコノ印紙ヲ廢止スルコトハ不可ナイカラ、印紙稅ハソノマ、存置シテソレニ代ル金ヲ以テ社会政策ニ充テタラ宜イジヤナイカ」ト云フコトヲ當時医師系ノ代議士ガ帝国議会に於テ叫ンダト云フコトハ諸君ノ已ニ御承知ノ通リデアリマス、幸ヒニ致シマシテ本案ハ可決サレマシテ今日実施サレテ居リマスルケレドモ、斯ウ云フ点ニ

於テ政府モ憂慮致シマシテ、今度モ医師会ガ質問スルデアラウカラ、全国ノ各地方長官ニ諮詢ヲ致シマシテ、果シテ印紙代ダケ定価ヲ引イテ居ルカ、内容ヲ增量シテ居ルカト云フコトヲ調査致シマシタ結果、政府トシテハ先づ満足セラル、程度デゴザイマシタノデアリマスケレドモ、ドウモスウ云フコトハ長ク続キマセン、必ズ何時カハ医師会ナドニ乗ゼラレマシテ、或ハ定価ノ制限トナリ、内容公開ト云フガ如キ問題ヲ惹起ス^(ル)ガ如キ時機ガ来タルデアラウト信ズルノデアリマス、今日見渡シテ見マスルト云フトマダ、定価モ下ゲナケレバ内容ノ增量モセズ、甚ダシキハ卸売マデモマケナイト云フヤウナモノガマダアルノデアリマス、——甚ダ不心得ナ當業者モアルノデアリマス、ソノ時ハ一割ヲ引イテ置イテモ又コソツト値段ヲ上ゲテ又旧ノ値段ニ引直スヤウナ人モアルノデアリマス、又中ニハ、モウ前ノハ要ラヌカラ新ラシイモノヲ契約スルト云フ人ガアリマシテ、折角政府ガ民衆ノタメニ社会政策ノ一助トシタル趣旨ニ背致スルヤウナ不正業者

ガマダアルノデアリマス、斯クノ如キコトハ将来ニ向ツ
テ我ガ業界ヲ毒スルモノナリト信ジマスルガ故ニ宜シク
本会ノ決議ヲ以チマシテ、永久的ニ売薬廢稅ノ趣旨ニ添
フヤウ改メタイト考ヘルノデアリマス、ドウカ満場一致
ヲ以テ本案ヲ通過セラレ、而シテ本大会ノ意思ヲ広ク天
下ニ声明シ、アク迄医師会ニ対抗スルトコロノ一ツノ之
レヲ指針ト致シマシテ我々ノ決心ヲ示シタイト存ジマ
ス、ドウカ満場ノ御賛同ヲ願ヒタイノデアリマス

四十六番（渡辺高一君）一寸提出者ニ御相談ガアルノデ
アリマス、コノ問題ハ洵ニ当然ノコトデアル、故ニ昨年
広島ニ於ケル大会ニ於キマシテハ最モコノ問題ノ提案
ガ多カツタ而シテコノ問題ハ廢稅後ニ於ケル大会ノ唯一
ノ看板トシテ決議シナケレバナラヌ、斯様ナ意味ニ於キ
マシテ十一名ノ委員ヲ選定シ慎重審議ノ結果、結局「売
薬稅廢止ニ伴ヒ政府ノ社會政策ニ順応シテ減稅額ニ相当
スル減額ノ実行ヲ期ス」斯様ナ決議ヲ致シタノデアリマ
ス、故ニ吾々業者ト致シマシテハ、今更斯ノ如キ決議ヲ
致サナクトモ既ニ業ニ実行致シテ居ラナケレバナラナイ

訳デゴザイマス故ニ私ノ方ノ組合ニ於キマシテハ大ナル
製造家ヲ始メト致シマシテ殆ド全部ガコレヲ實行致シテ
居ルノデアリマス、然ルニ本年ノ大会ニ於テ斯ノ如キ
——当然ノコトデハアリマスガ——コノ大会デ決議ヲ致
スト云フヤウナコトハ、マダ吾々當業者中ニ斯ル不徳漢
ガアルト云フコトヲ社會ニ告白スルヤウナモノデアリマ
ス、ヨシ仮リニ斯ノ如キ不心得ナモノガアルナラバ、ソ
レハソノトコロノ組合ソノモノガ活動シ、ソノ組合ヨリ
忠告シ進ンデコレガ實行ヲサセタラ宜イノデアリマス、
殊更ニ大会ヘ持出シテ吾々當業者中ニハマダスノ如キ政
府ノ政策ニ反ク不都合者ガアルト云フコトヲ赤裸々ニ天
下ニ發表スルト云フコトハ甚ダソノ策ヲ得タルモノデハ
ナイカト考ヘルノデアリマス、故ニ私ハ決シテ即決否決
ヲ迫ルノデハゴザイマセン、コノ意味ヲ諒トセラレ、コ
ノ案ノ撤回サレムコトヲ希望致シタノデアリマス、実
ハ私モ此案ニ就キマシテハ提案致スペク原稿ヲ持ツテ参
リマシタガ汽車ノ中デ考ヘマシテドウモ之レハ面白クナ
イ、斯様ニ考ヘテ提案ヲ見合セルコトニ致シタノデアリ

マス、ドウカ提案者ニ於カレマシテモコノ意味ヲ御諒解セラレ、本案ヲ撤回アラムコトヲ希望シテ已マナイ次第

デアリマス（拍手起ル）

（中 略）

議長（米田元君）本案ハ明日マデ保留サレタラ如何デゴ

ザイマスカ

七十四番（米谷橋次郎君）各組合ニ於テ実行セラレテ居リマスナラバ私ハ満足デアリマス、若シ然ラズト致シマスルナラバ私ハ二重ニモ三重ニモ出スノデアリマス、コノ意味カラ致シマシテ各団体ニ於カレテモ大イニ考慮ヲ払ハレマシテ必ズ実行スルト云フダケノ御決心ヲモツテ御努力下サルナラバ頗ル満足スルノデアリマス、以上希望ヲ述ベマシテ本案ハ撤回スルコトニ致シマス（拍手起ル）

議長（米田元君）提出者ヨリ本案撤回ノ申出デガアリマシタカラ、本案ハ撤回スルコトニ決シマス、（中略）デハ之レニテ散会致シマス（拍手起ル）

午後六時十三分散会

3 同業組合

九 因作地北海道への胃腸薬寄贈

昭和七年

北海道民救済事業ニ付キ左記ノ如ク決議ス

左記

一 揭記ノ慰問ハ營業品増田胃腸丸ヲ以テス

其ノ定価二〇錢ヲ総合計金壱万円ニ相当スル服数ノモノヲ贈ルモノトス

二 右総合計金額ノ二分ノ一ハ本店負担トシ残リ二分ノ一ハ北海道ニ鰐印壳藻得意ヲ有スル者一同シテ分担スルモノトス

三 前号各自分担額ハ本店ニ一任スルモノトス

追テ右手続ニ就テハ本店ニ一任シ其ノ分担金ハ寄贈ト

同時ニ支払フモノトス

昭和七年一月七日

右出席決議者

昭和七年一月十五日

(増田製薬株式会社藏)

奈良県高市郡新沢村大字川西自四二一至四二三番地

増田胃腸丸本舗増田兄弟商会

北海道長官左上信一殿

昭和七年

一〇 行商人取締細目・最寄会設置規程

と最寄会準則

凶作地慰問ノ為メ応急薬寄贈納入ノ件申請

客年中御序未曾有ノ凶作ハ恰カモ深刻ナル財界不況ト相
俟テ御道一般ノ生活ニ脅威ヲ來タサレタルコトハ蓋シ
鮮少ナラサルコト、被存候、仄聞スルニ朝食ヲモ取ラサ
デ愛兒ヲ登校セシムル向サヘ有之趣、從テ斯カル人ニハ
健康ヲ害フコトアルモ、其ノ手当サヘ容易ナラサルコト
、被存候ニ、就テハ掲記ノ目的ノ下ニ左記寄贈候条、乍
御手数可然御配布方相仰キ度、此ノ段申請候也

左記

一金 壱万円分也

但シ胃腸ダニ健カナラハ諸病ヲ防キ貧苦ト鬪ヒ得ヘシト
ノ見地ヨリシテ、弊商會製造売薬増田胃腸丸定価金貳拾
錢計五万貼也ヲ以テ其金額ニ換ヘ、之ヲ別便ヲ以テ道序
社会課宛テ送達スルモノトス、以上

定款抜萃

行商人傭人ニシテ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノハ定款ニ
依リ処置スルモノトス

一 雇主ノ供託金品ヲ目的以外ニ売却又ハ消費シタル
モノ

二 華客及得意先ニ於テ不当ノ懸代金ヲ請求シ又ハ其
帳簿ニ不実ノ記載ヲ為シタル者

三 他人ノ得意先ニ於テ偽行商ヲ為シタルモノ

四 雇主ノ指揮命令ニ違背シ苟モ雇主ノ信用ヲ毀損シ
タルモノ

五 法令ヲ以テ定メラレタル売薬ニ関スル諸規則ニ違
反シタルモノ

六 前各号ノ行為ヲ冒シ組合ノ使役停止処分中ノ者ヲ
使役シタルモノ

行商人取締細目（昭和七年三月二十六日決議）

第一条 本細目ハ大和壳薬同業組合定款第百十四条ノニ依リ之ヲ定ム

第二条 組合員ノ製造壳薬及組合員ノ取扱フ移輸入壳薬ヲ行商スル行商人ハ本細目ニ拠リ取締ヲ為スモノトス

第三条 行商人ハ總テ其行商地最寄会ニ加入スヘシ

第四条 行商人ハ常ニ法規ヲ遵守シ組合定款諸規程并ニ最寄会則及本細目ヲ遵守スヘシ

第五条 得意所有者タル組合員及得意持行商人ハ、其譲渡シタル壳薬得意先ヘ、從来ノ配置行商關係ヲ利用シ、不徳不正又ハ虚偽ノ手段ニ依リ壳薬ノ行商ヲ為スヘカラス其使用人ニ付テモ亦同シ

第六条 行商人ハ組合員タル營業者ノ承認ナクシテ、当該壳薬配置用預袋其他之ニ代ルヘキ容器又ハ商標并ニ商号ヲ附シタル印刷物或ハ広告材料等ヲ調製使用スベカラス

前項ノ承認ヲ経タル者ハ当事者連署ヲ以テ其見本ヲ添付シ組合ヘ届出ツヘシ

第一條 本細目ハ決議ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七条 得意持行商人ハ壳薬配置用預袋其他之ニ代ルヘキ容器ニ標示シタル營業者ノ承認ナクシテ、其配置用

預袋其他之ニ代ルヘキ容器中ヘ他ノ營業者ノ壳薬ヲ混入スヘカラス

前項ノ承認ヲ經タル者ハ当事者連署ヲ以テ其事由ヲ組

合ヘ届出ツヘシ

第八条 行商人ニシテ雇傭主ノ変リタルトキハ前雇傭主ノ承諾ヲ經ルニ非レハ行商スルヲ得ス
其自己^(已)行商ヲナサントスルトキ亦同シ

第九条 得意持行商人ハ當該營業者ノ承諾ナクシテ壳薬得意ヲ売買又ハ譲渡スルコトヲ得ス

第一〇条 行商人ニシテ本細目ニ違反スルトキハ組合定款並ニ最寄会則ノ定ムル処ニ依リ違約処分ニ付セラルヘシ

前項ノ違約処分ニ応セサルトキハ組合ハ關係當局ヘ行商届済証ノ取消ヲ請求シ又ハ刑事追訴スルコトアルヘシ

付 則

定款抜萃

第五条 最寄会ノ会則左ノ事項ヲ制定スルヲ要ス

本組合員ハ其区域行商人トヲ以テ各行商先区域毎ニ行

一 名称

商最寄会ヲ設置スヘシ

二 事務所

行商最寄会規定ノ綱領準則ハ組合会ノ決議ニヨリ之ヲ
定ム、行商最寄会ハ前項ニ従ヒ規定ヲ設ケ組長ノ承認
ヲ受クヘシ

三 区域

最寄会設置規程（昭和七年三月二十六日決議）

四 業務
五 会員ノ加入脱退ニ関スル事項
六 会員ノ権利義務ニ関スル事項
七 役員ノ定数権限及任免ニ関スル事項
八 業務執行ニ関スル事項
九 会議ニ関スル事項
十 会計ニ関スル事項

第一条 最寄会ハ組合ノ指導ヲ受ケ協同シテ営業上ノ
弊害ヲ矯正シ向上発展ヲ計リ其利益ヲ増進スルヲ以テ
目的トス

第二条 各最寄会ノ区域ハ別表ノ通り之ヲ定ム

組長ニ於テ必要ト認ムルトキハ關係最寄会ニ諮問シ変
更スルコトアルヘシ

第三条 最寄会ハ其区域内ヲ行商地トスル組合員ヲ主

トシ得意持主及行商人ヲ以テ組織ス

第四条 最寄会ノ設置ハ其地域行商ノ關係者五名以上
発起シ会員トナルヘキ者ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ
会則ヲ議定シ、組合ノ承認ヲ受ケ成立スルモノトス

第八条 最寄会ハ左ノ役員ヲ置クヘシ

一 会長 一名
二 副会長 若干名
三 評議員 若干名

第六条 会則ノ変更ハ其都度組合ノ承認ヲ受クヘシ

第七条 各最寄会ハ総会ヲ毎年一回会長招集シ之ヲ開

ク

前項役員ノ外会則ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコ

トヲ得

第九条 役員ハ会員中ヨリ選定シ組合へ報告スヘシ

其変更シタルトキ亦同シ

第一〇条 最寄会ハ其業務ニ関スル事項ハ隨時之ヲ組長

ヘ報告スルヲ要ス

第一条 最寄会ハ其業務ニ関シ組合ニ建議シ又ハ質議

スルコトヲ得

第一二条 最寄会ハ組合ノ諮問並ニ質問ニ対シ速ニ応答

スヘシ

第一三条 最寄会ヲ併合分立セントスルトキハ其關係最

寄会總会ニ於テ出席会員三分ノ二以上ノ同意ニヨリ組

合ノ承認ヲ要ス

第一四条 既設最寄会（同主旨ノモノ）ニシテ本規程ニ準

拠ノ変更ヲナシ承認ヲ与フルモノハ第四条ノ成立手続

ヲ要セサルモノトス

付 則

同業組合

第一五条 本規程ハ決議ノ日ヨリ之ヲ実施ス

第二条別表

北海道	青森県	岩手県	山形県
秋田県	宮城県	福島県	新潟県
長野県	群馬県	栃木県	茨城県
千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県
山梨県	静岡県	愛知県	岐阜県
滋賀県	富山县	石川県	福井県
鳥取県	島根県	山口県	広島県
岡山県	兵庫県	大阪府	京都府
奈良県	和歌山县	三重県	愛媛県
香川県	徳島県	高知県	福岡県
大分県	佐賀県	長崎県	熊本県
宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
朝鮮	台湾	那	
満洲	東	支	
		那	
		南	
		洋	
		以上	

最寄会準則（昭和七年三月二十六日決議）

第一条 本会ハ（何々）最寄会ト称ス

第二条 本会ハ（何地）ニ事務所ヲ置ク

第三条 本会ハ大和壳藥同業組合定款並ニ規程ニ基キ

之ヲ設置ス

第四条 本会ハ（何地）区域ヲ行商地トセル組合員及

得意持行商人ヲ以テ組織ス

但組合員及得意持主ヲ以テ甲会員トシ甲会員ニ属スル
行商者ヲ以テ乙会員トス

第五条 本会ハ組合定款並ニ規程ヲ遵守シ且ツ組合ノ

指導監督ニ依リ協同一致以テ大和壳藥信用ヲ向上セシ

メ業務ノ発展ヲ図リ福利増進ヲ目的トス

第六条 本会ハ左記各項ニ関スル業務ヲ執行スルモノ
トス

一 会員ノ品性向上及智識増進ヲ計ルコト

二 壳藥ノ粗製濫売並ニ不当販売方法ヲ防止スルコト

三 得意場ノ保全ヲ図ルコト

四 業務上ノ利害得失ニ関スル調査ヲ為シ指導及監督
ヲ為スコト

五 会員相互間ノ業務上ニ係ル紛擾ノ調停ニ関スルコ
ト

六 不正及偽行商ノ防止ヲ為スコト

七 会員ニシテ斯業ニ對シ功劳アル者ノ表彰ヲ為スコ
ト

八 壳藥同業組合ノ諮問ニ応答シ又ハ建議ヲ為スコト

九 本会ノ主旨ニ基キ会長又ハ総会ニ於テ必要ト認メ
タル事項

第七条 新ニ第四条ノ地区域ヲ壳藥行商地ト為ス組合

員及得意持行商人ハ總テ本会ニ入会スヘキモノトス

前項入会員ハ直チニ入会ノ届出ヲ為スヘシ

第八条 前項ノ規定ハ相続売買其他ノ繼承者ニ付テモ
之ヲ準用ス

第九条 本会員ニシテ規定地区域ノ壳藥行商關係ヲ廢

止シタル場合ハ脱退ノ届出ヲナスヘシ此場合第七条後

段ニ拠ルモノトス

第一〇条 左ニ掲クル者ハ之ヲ脱退セシム

一 組合定款並ニ規程ニ依リ違約処分ヲ受ケ脱退ヲ命

セラレタル者

二 本会則ニ違反シ総会ノ決議ニ依リ除名処分ヲ受ケ

タル者

3 同業組合

第一一条 脱退者ニハ其既納会費ハ之ヲ還付セサルハ勿論

論本会財産ニ関シ何等ノ権利ナキモノトス

第一二条 本会員ハ總テ會議ノ決議事項ヲ遵守スヘキモノトス

ノトス

第一三条 本会ノ経費ハ總テ甲会員ノ負担トス

第一四条 本会員ニシテ住居移転ノ場合ハ速ニ會長ニ届出ツヘシ

第一五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク　役員ハ名譽職トス

會長　一名

副會長　若干名

幹事　若干名

評議員　若干名

第一六条 役員ハ總会ニ於テ甲会員中ヨリ之ヲ選挙スルモノトシ其任期ハ二ヶ年トス

但再選ヲ妨ケス

第一七条 役員ニ欠員ヲ生シタルトキハ最近ノ總会ニ於テ補欠選挙ヲ行フモノトス補充員ノ任期ハ前任者ノ残

期間トス

第一八条 役員ノ就任退任ハ即時組合ニ報告スルヲ要ス

第一九条 會長ハ本会ヲ代表シ事務ヲ統轄処理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
評議員ハ會長ノ諮詢ニ応シ幹事ハ會長ノ命ニ依リ会務ヲ處理スルモノトス

第二〇条 会員ニシテ本会則ニ背キタル者アルトキハ役員会ノ決議ニ依リ百円以内ノ過怠金ヲ徵スルコトアル

ヘシ

第二一条 役員会及總会ハ會長之ヲ招集ス

第二二条 本会ハ毎年一回定期總会ヲ開ク

但會長ニ於テ必要ヲ認メタルトキハ臨時總会ヲ開クコトアルヘシ

第二三条 總会ニ於テ議定ヲ要スル案件左ノ如シ

一 財產処理ニ關スル件

二 予算決算及会費賦課ノ件

三 役員選挙ノ件

四 会則ノ制定及改更ニ關スル件

五 会員ノ除名処分ニ關スル件

六 前各項ノ外本会ニ関スル重要ノ件

第二四条 会議ノ議事ハ出席者ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

第二五条 会議ノ議長ハ会長之ニ当ル

第二六条 総会役員会ノ招集ハ少クトモ其三日前ニ於テ
目的事項及日時場所ヲ示シ之ヲ通知スヘシ

前項期間ハ会議ノ事項ニシテ急ヲ要スル場合ハ之ヲ適
用セス

第二七条 会議ニ関シテハ組合會議事細則ヲ準用ス

第二八条 本会ノ事業年度ハ毎年 月ニ始マリ 月
ニ終ル

第二九条 本会予算ハ毎年度前ニ会長之ヲ作成シ定期總
会ニ提案スルヲ要ス

其決算ハ次年度定期總会ニ事業報告ト共ニ承認ヲ求ム

ルモノトス

第三〇条 本会解散シタルトキハ其当時ノ役員ヲ以テ清

算人トス

第三一条 本則ハ本会設立ノ日ヨリ実施ス

(増田製薬株式会社蔵)

一 行商人取締委員の任命

昭和七年

大和壳葉同業組合では行商先に於ける販売員取締のため
行商人取締委員を設置したが、中途で「俺は此地方の取
締人である」云々とて、自己の商用に利用するとの非難
のため其委員の任期満了を機に継続任命せず休止するこ
ととなり、然るに昭和七年二月兵庫県大阪府に出張す
る販売員を以つて現職せる大和壳葉大阪府兵庫県共榮会
の希望に依り、不正販売員、似偽行商人の撲滅を期する
ため昭和七年七月十六日付監視事務の補助機關として、
行商人取締委員を命ずるに到つた。人員は五名、任期は
昭和九年七月十五日迄とす

松尾駒吉 車木 明治二三・一・二一 玉巻政吉 御
所 明治一七・五・一 瀬川貞吉 櫛羅 明治二八・
九・一五 小走繁太郎 柳原 明治二五・一二・一八
吉川保次郎 御所 明治二六・一・一五

(前田長三郎『大和壳葉史』昭和八年刊)

三陸災害地への胃腸薬寄贈

昭和八年

をむせぶ事でせう、御惠贈に係る品々は早速各町村に按分発送致しました、就きましては県からも其の中御礼状を差し上る事とと思ひますが、不取敢私から茲に感激感謝の微意を表し、御礼傍々御挨拶申上ます 敬白

寄贈申込書

一、増田胃腸丸

一個ノ定価
金拾五銭 壱千貼

右三陸災害地へ寄贈致し度候条、現品相添へ申込候間、可然御送達相成度候也

昭和八年三月三十日

奈良県高市郡新沢村

増田兄弟商会

増田兄弟商会殿

東海林 豊治

岩手県衛生課長
救療係長

大和売薬同業組合

御中

産業組合の売薬製造と全国配置売

薬業団体の対策

昭和八年

議案第五号

大和提出

謹みて貴堂の御隆昌を祝福致します、扱て這回県下東海沿岸海嘯罹災民保健に関し御同情を御願申し上げました

処、過分の義捐品御恵み戴きました今更に共存博愛の大義に感激致して居ります

悲慘の境にあります民衆も此の温かな御恵みに感謝の涙

価は驚くべき低廉で、然も大量なるが故、吾等業者は

甚大なる脅威を感じつゝあるのみならず、或農村の如きはそれが為に吾等業者は潰滅に頻しつある、其の対策御審議を願ふ

(農村産組の指令に曰く越中大和の薬屋の控取より免れ)

一此帳簿六冊

右戸数 壱千戸

一此売薬営業者

高市郡高取町下子島

若しそれ昨日の本会議に於る某代議員が、岩手県の例を上げて重要な本案を軽視せんとするに至つては何つ□(販売力)統制が叫はるゝか、一面また出稼ぎ的弱者たる行商人保護が論議さるか、私は痛く某氏の暴論に慨歎するものなり

十月十六日

石川県最寄会員

篠田 幸蔵

(増田製薬株式会社謹)

越智岡村字サツマ

安田 久作様

(安田竹次郎氏謹)

右ハ今回相互談合ノ上金五百五拾円也トシテ売渡シ内金参百五拾円也本日正ニ受取残金ハ八月三十日受取約定ニテ売渡候事実正也依テ今後ハ貴殿勝手ニ御回商下サレ候為後日売薬得意渡シ証如件

昭和九年三月廿六日

高取町下子島

右売主

前川 義雄

一四 売薬得意売渡証券

昭和九年

一五 準戦時体制への移行と売薬業

昭和十年

場所 東京府小笠郡父島母島イオ島八丈島三宅島

第六号議案(一ノ前項及二)

一 公営壳薬ニ関スル件

(富山提出)

二 官公営壳薬排撃強化促進ノ件 (滋賀提出)

決議

近時名ヲ社会政策ニ藉リ、各地ニ於テ官公営又ハ之ニ等シキ壳薬ヲ配給シ、我国經濟機構ニ於テ重要ナル職分ヲ有シ配給機關ノ光輝アル歴史ヲ有スル我国壳薬業者ノ商権ト生活権トヲ脅威スル如キハ、社會問題トシテ將亦經濟問題トシテ由々シキ民業圧迫ノ暴挙ナリト言ハザルヲ得ス、茲ニ我聯合会ハ断乎反対ス

右決議ス

付帶決議

委員長 吉岡藤吉

コト

但シ次期大会迄本会理事者ニ於テ之ガ実現ヲ期ス

- 一 富山、大和、各参名其ノ他ノ加盟団体ハ、各式名ノ实行委員ヲ選任シ、其運動ノ衡(衡)ニ当ルコト
- 二 決議文ニ反対陳情書ヲ附シ、各關係官庁ニ猛運動ヲナスコト

右満場一致ヲ以テ、何レモ委員長報告通り可決確定

議案第七号

一 壳薬販売統制ニ関スル件 (富山提出)

議案第十一号

一 配置壳薬業権擁護ニ関スル件 (九州配置壳薬聯合会提出)

決議

一 壳薬販売ノ統制ト配置壳薬業権ノ擁護トハ、業界ノ現状ニ鑑ミ喫緊ノ要事タリ、仍テ速ニ左記事項ノ実行ヲ期スルモノトス

一 未加盟団体ニ対シテハ速ニ聯合会ニ加入セシムル

ルコト

- 二 県最寄会ハ速ニ之ヲ設立スルコト
- 三 出先地方最寄会ノ結成ヲ促進スルコト
- 四 不正行商者并ニ濫壳者ハ徹底的ニ之ガ絶滅ヲ期スルコト

五 青年団、婦女会等各種団体ヲ利用スルガ如キ商行

為ハ、之ヲ嚴禁スルコト

付 帯 決 議

壳薬行商員ノ資格制限ニ關シテハ各加盟団体ニ於テ、次

期大会迄調査研究ヲ為スモノトス

右決議ス

委員長 金尾義信（富山）

右満場一致ヲ以テ委員長報告通り可決確定

打電者

- 一 国民健康保険制度案対策ノ件（富山提出）
二 来議会に提出セラレントスル国民健康保険法案ノ提
案阻止ニ関スル対策ノ件（大和提出）

決 議

今回政府ノ立案セル国民健康保険制度案ハ、前年ノ要綱

案ニ比スレバ改善ノ跡ナントセザルモ、其内容ヲ再検討
スルニ、依然トシテ強制加入ヲ原則トシ、実施ノ結果ハ
粗診粗療ニ流レ国民ノ負担ヲ増大スルコト論ヲ俟タズ

殊ニ之ガ実施ノ暁ハ吾等伝來ノ配置壳薬業者ヲ極度ニ圧

迫シ、失業倒産セシメ剩ヘ、何等補償方法ヲ講ズルコト
ナキ暴案ナリ、故ニ我等聯合会ハ極力之ニ反対シ、其ノ
阻止ニ勇往邁進センコトヲ期ス

電 文

佐賀市ニテ開催ノ全国配置壳薬業大会ニ於テ国民健康保
険法案ニ絶対反対ノ決議ヲナシタリ

謹ミテ閣下ノ御名鑑ヲ仰グ

総理大臣、内務大臣、大蔵大臣、商工大臣、内務省社会
局長官、大蔵省主計局長、貴衆両院議長、各政党本部、
(政友、民政、国同)宛

但シ電文中政党宛ハ閣下ノ二字ヲ除ク

附 帯 決 議

一 陳情者ハ会長ニ一任ス

二 富山、大和、各参名其ノ他ノ加盟団体ハ各式名ノ
实行委員ヲ選任シ、其ノ運動ノ衡(衡)ニ当ルコト

右決議ス 委員長 宮崎乙雄（富山）

右満場一致ヲ以テ委員長報告通り可決確定

(大和壳薬同業組合『第七回全国配置壳薬業団体聯合会総会議事録』)

組合員各位殿

左記

一六 皇軍慰問品として清涼剤寄贈

昭和十二年

薬第六六二号

皇軍慰問品募集ニ付御願ヒ申上ゲマス

不法、不信ノ限リヲ尽ス支那軍膺懲ノタメ、遂ニ隱忍ノ

緒ヲ断チ、今ヤ灼熱ノ北支ニ決河奔流ノ勢ヲ以テ突進奮

戦セラレツ、アル我皇軍將兵各位ノ御苦勞ニ対シ、吾々

ハ衷心感謝ニ堪ヘマセヌ、茲ニ謹ンテ満腔ノ敬意ヲ表ス

ル次第アリマス

就キマシテハ本組合ハ組合員各位ノ御贊助ヲ仰キマシテ

聊カ將兵各位ニ慰問ノ微意ヲ贈ルヘク、左記ノ要領ニ依

リマシテ皇軍慰問品ノ募集ヲ計リマシタ次第アリマス

何卒各位ノ絶大ナル御賛成ヲ賜リマシテ銃後ノ赤誠ヲ捧

ケタイト切願スル次第アリマス

昭和十二年八月 日

大和壳薬同業組合

皇軍慰問品寄贈目録

一方名 要薬 檢査 ライフ

皇軍慰問品募集ニ関スル要領
慰問品ノ種類 清涼剤トス

大粒 小粒 何レニテモヨロシク

一 数 量 一口 五十貼以上

容器ハ精々セルロイドヲ希望致シマスガ瓶入等ニ
テモヨロシク

一期 日 八月十二日迄

一 御届先

大和壳薬同業組合事務所

高取町組合証紙交付所 (川西直重様方)

八木町組合証紙交付所 (森田福賢様方)

高田町組合証紙交付所 (小西正蔵様方)

以上四ヶ所ノ内何レニテモ結構デ御座イマス

一 左記ノ目録書ニ御記ノ上現品ニ御添付願ヒマス

一定価 参拾錢

一 数量 五百貼

右慰問品トシテ寄贈仕候也

昭和十二年八月十二日

増田 弥内

大和壳薬同業組合中へ

薬第七三六号

拝啓初秋の候愈々御清祥奉賀候

陳者今般皇軍慰問品として清涼剤寄贈方御依頼申候處、

早速多量に御寄贈被下誠に難有御厚礼申上候、就ては去
月二十三日奈良聯隊区司令部へ相届申候條御承知相成

度、先は御礼旁々御報告迄、如此に御座候

昭和十二年九月十三日

感 謝 状

大和壳薬同業組合

満洲國皇帝陛下

奈良県書記官警察部長從五位 橋爪 清人

昭和十五年六月十日

大和壳薬同業組合

昭和十五年

七 大和壳薬同業組合への感謝状

右慰問品トシテ寄贈仕候也

昭和十二年八月十二日

増田 弥内

天皇陛下

本県行幸ニ際シ警衛警察官ニ対スル救急薬トシテ多量ノ
薬品ヲ寄贈セラレタルハ保健上ノ功績洵ニ大ナリ、仍テ

茲ニ本状ヲ授与シ感謝ノ意ヲ表ス

感 謝 状

大和壳薬同業組合

増田 弥内 殿

組長 川田 滋美

御来県ニ際シ警衛警察官ニ対スル救急薬トシテ多量ノ薬
品ヲ寄贈セラレタルハ保健上ノ功績洵ニ大ナリ、仍テ茲
ニ本状ヲ授与シ感謝ノ意ヲ表ス

(増田製薬株式会社謹)

昭和十五年七月十日

奈良県書記官警察部長(從五位
六等) 橋爪 清人

昭和十四、十五年兩度ニ亘リ橿原警察署舍移転改築ニ当
リ組合会ノ協賛ヲ経テ金八百円ノ寄附ヲナシタリ、之ニ
対シ右ノ通り感謝状ヲ贈ラレタリ

感謝狀

大和壳藥同業組合殿

橿原警察署舍移転改築ニ當リ尽力セラレタル所洵ニ大
ナリ、仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス

昭和十五年五月二十六日

奈良県知事 正五位勳五等 宮村才一郎

(大和壳藥同業組合『昭和十五年度業務成績報告書』)

一八 第二〇回全国壳藥業団体聯合大会
開催につき幹事団体(大和)代表
挨拶

昭和十五年

幹事団体代表(中島太兵衛君)(登壇) 幹事団体を代表致
しまして一言御挨拶を申上げます、輝く皇紀二千六百
年の佳き年に当りまして建国の聖地、茲橿原に於て第二
十回全国壳藥業団体聯合会大会を開催致しましたところ、
全國各地の団体よりも斯も多数の御来会を得ましたことは誠に光栄とし、且つ欣幸とするところであります、(中略) 顧みますに支那事變は聖戦既に第四年に入
り、我国は東亜新秩序建設、殊に東亜共栄圏確立の大使命完遂のため、内は政治、經濟、文化の体制を一新し、
上下一致一心以て国策の遂行に邁進致してをるのであります、翻つて我が業界を見ますに久しきに亘る自由主義經濟下に於て、古き歴史と伝統とに依つて穩健なる發達を遂げて参りましたが、今や世局の激変によりまして旧体の維持は困難にして經營上幾多改革を講ずべき点が少なしとせないのであります、即ち無駄を省きますことは勿論、進んで共同の力を以て生産の合理化、販売機能の組織化を図らなければならぬと思ふのであります、今回各団体より御提出になりました議案を拝見致

しまするに、何れも時局に關聯せる重大問題でありまして、これが解決の如何は直ちに業者の興廃に至大の影響を及ぼすものと信ずるのであります、冀くば業界のため慎重御審議を下さいまして、本大会をして有意義ならしむると共に、全国数十万の同業者に対し銃後を護る産業戦士としての奉公の指針を与へられることを切に希望する次第であります、（中略）甚だ簡単でござりまするが、これを以て御挨拶と致します。（拍手）

（大和壳薬同業組合『第二十回全国壳薬業団体聯合大会記録』）

一九 時局と壳薬業

昭和十五年

右宣言ス

昭和十五年十一月二十八日

全国壳薬業団体聯合大会

（拍手）

九十番（増田弥内君）（登壇）先刻の緊急動議によりまして、御指名を受けました我々十一人の委員が、別室でこれが宣言文を作製致しました、只今これを御発表致します

二十六番（平井徳太郎君）只今の宣言文は印刷して御配付願ひたいと思ひます

（大和壳薬同業組合『第二十回全国壳薬業団体聯合大会記録』）

宣 言

紀元二千六百年ノ光輝アル佳歲ニ方リ、肇國未曾有ノ

二〇 富山式壳薬新体制問題と大和壳薬

昭和十五年

国難ニ際会スルノ秋、内一億一心以テ高度国防国家ヲ樹立シテ大東亜共栄圏ノ確立ヲ期シ、外友邦ト力ヲ協セテ世界新秩序ノ創造ニ邁進シツ、アリ、即チ是レ大政翼賛運動發足シ、新体制ノ高唱セラル、所以ニシテ、須ク吾人等ハ滅私奉公公益優先ノ意志ヲ高メ、以テ国家隆盛ノ原基タル国民保健衛生ノ完璧ヲ計リ、以テ薬業報告ノ誠ヲ捧ゲ、非常時艱ノ克服ニ奮進センコトヲ期ス

九十番（増田弥内君）（登壇） 只今富山組合より御提案になりました売薬新体制に関する件に就きまして、提案者より詳細な御説明がありまして、富山組合としては率先して経済新体制に即応せられましたことは、誠に富山売薬としては、実状に即した御方針であつて、これは富山式新体制、即ち生産に於て一県一社を目標とする企業合同、又販売に於て統制整理を行はれつゝありますことは、必然的業界の然らしむるところと存じます、併しこの案を以て直ちに他同業団体に対し、同一体制に即応することは誠に至難な問題であると考へられます、勿論時局の進展に伴ふ、大東亜共栄圏の確立には必然高度国防国家の建設を認識し、自然我国あらゆる部門の統制強化に、一大鞭拍を加へ、必需物資の需給調整と、その円滑なる運営は、国家目的完遂上最も重要なは国民自体の改善を叫ばれてをります、我が業界も、亦国策順応の企業を樹立するの気運醸成しつゝあつて、真に必然な責務と言はねばなりません、我が大和売薬と致しましては、

これが研究機関として既に大和売薬統制審議会を設置致

しまして、大和売薬の新体制を確立して、国策に順応すべくこれが対策の審議を進めつゝあるのであります、併しその組織と、業態の実情に於て大いに異なるものがあります、こゝに於てその他、その組織に於てそれぞれの要件を考慮按配致しまして、仍て以てその特異性を保護培養して一億一心、以て時局新体制下に即応することこそ、真に我々の執るべき国策順応の良策と確信するものであります、（拍手）曩に近衛首相が新体制に就ての翼賛会議会局、貴族院準備委員会の席上に於てその説明せられました要旨の中に曰く「今日經濟統制は、高度国防国家建設のため必要であるが、併し政府はその方法にて我が国情を無視し、經濟界の伝統を破壊するやうなことは全然考へてゐないのである、即ち高度国防国家建設のため必要であり、国民生活安定確保のため、必要な生産、消費、配給などの統制をやるのであるが、それに当つて各個人、人々の創意工夫を尊重し、經濟界の萎靡沈滯を招くやうなことのないやうにやつて行く方針である、云々」と説明されてをります、尚又一昨二十六日、

商工省次官通牒を発せられまして、企業合同に対する指針を明示されましたが、即ち天降りの一律的企業合同は勧奨せざるやう、さうして実状に即せぬ合同を避け、工業者が自發的に、経営の合理化を行ひ、経費の節減、生産配給の能率増進のため企業合同、経営共同化を行はんとする場合に於ても、その業種、業態、消費者の便宜など、それゞゝ特殊事情を十分検討し企業統合の可否、組織運営方法を決定せしめるやう指示せられまして、そうして業者側では統制強化の風評に怯えてをる全面的不安と誤解を一掃せられてをります、先刻も色々とお話中にありました通り、売薬は一般商品と異り、例へばマッヂ、木炭、砂糖の如く規格を一々統制すべきものでないと考へられます、時局下物的、人的資源不足に際し、節約と無駄排除は第一に考へなければならぬ問題ですが、我々当業者の便益のみを考慮致しまして統制を行ふことは、その目的に対して誤りが生じ易いと思はれます、(拍手) 仍つて公益優先的、即ち一般需要家に及ぼす影響と、便宜を大いに考慮せねばならぬと信じます、

(拍手) 申すまでもなく売薬は、國民保健衛生上必要欠くべからざる生活の必需品で、簡易治療薬として重大なる役割を有つてをります、殊にその特異性を活かすことは、前に述べた如く、一般商品のやうに、單一統制せらるべきものでないと考へられます、その治療的価値に於ては、売薬そのものに於て何れも特徴を有し、且つ服薬者としても、その人々に個性ある如く、体质によつて薬効を大いに異にする場合が多々あります、例へば解熱剤に於て、アスピリンのよく効く人、余り効かない人、或は少量のピリン剤によりましてピリン疹を起す人、これら需要家に於て、何れも長年の間に自分自身の体质と持病に適合する薬剤を選んで、常に治療の目的を達成してをるのであります、而して売薬は同一薬品を主薬と致しましても、その配合分量、或は佐薬、補薬の用ひ方によりまして薬効の増減がありまして、「その通り」と呼ぶ者あり、(拍手) こゝに又売薬の特異性があるのであります、尚且つ売薬は薬効と信仰と相俟つて、その効力を一層増大ならしめる場合がありまして、こゝに於て売薬の

微妙なる価値があるのであります、所謂医療機関の完備したる現在に於きましても、尚信仰によつて治癒の目的を大ならしめます、例へば大きい精神的衝動を受けまして食欲が減退し、斯る場合幾ら栄養物を摂取致しましても、十分消化吸收せられません、故に食餌療法の自由を失はしめないといふ点に於て、大いに考慮を要する問題と思はれるのであります、尚大和売薬の業態として、その特異性の概要を申上げたいのであります、生産部門の観点を考察致します場合は、生産の大部分即ち九割五分迄が、家内的工業であること、従業者は経済的に、活用し得る利便あること、即ち老人、子供、婦女子が従業者の大部分を占めており、製剤家の点在によつて比較的求め易い状態であります、家内工業的なるが故に、生産費を低廉ならしめること、製剤家の分散点在は近隣相互を援護救協し、即ち経済的寄与に資し得ること、急激なる強制的処置は、我国の特有なる家族制度と、経済界の伝統破壊を惹き起す虞れがあること、尚次に販売部門の観点から二、三申上げたいと思ひます、「簡単々々」と呼ぶ

者あり）もう暫らく御聴取り願ひます、販売員、即ち行商人は農閑期、或は自己の用務の閑散期を活用して、販売に携はるもの尠くありませんので、人的資源の活用上、或は経済更生上に裨益する所甚大であること、時局下人的資源の減少に対し、既に或る程度の人員は減少し、訪問回数の繰延べ、又は一年二回商を一回商とし、或は自治的に得意先の引上整理を順次実行しつつあること、配装置薬数量は製造減に対応し、可成的最少限度、即ち需要数量程度に止め、従前の如き無駄置きは著しく削減せられつゝあること、等であります、以上申述べました事情に依りまして、富山の業態と大いに異つて居りまして、富山案と同一体制下に即応することは致し兼ねる次第であります、従つて本案は各団体に於かれても、種々実情を異にする点があることゝ思はれますから、各団体に於て各自適当なる方策を研究して、國家目的たる経済新体制に即応し、以て薬業報國に貢献すべきであると思ひます、この点よろしく御判断願ひ度いと存じます、「同感々々」と呼ぶ者あり、拍手）（中略）

議長（岡村一雄君） 段々御意見があるやうであります

が、時間の関係もござりまするので、十五名の委員に附託して御審議を願つたらどうかと思ひます

（「賛成々々」「異議なし」と呼ぶ者あり）

（大和壳薬同業組合『第二十回全国壳薬業団体聯合会大会記録』）

二 時局下大和壳薬同業組合の商況

昭和十五年度

如斯情勢下ニアル帝国ハ大聖業完遂ノタメ急速ナル高度國防國家ノ建設ニ全力ヲ傾注セラレツ、アリ、従ツテ經濟界へノ影響亦甚大ナルモノアリ、即チ統制經濟ハ計画

光輝アル紀元二千六百年ノ佳歲ヲ迎ヘ、我ガ帝国ノ威武ハ大東亜ノ天地ヲ圧セリト雖、頑迷固陋ナル蔣政権ハ未ダ英米依存ノ迷夢醒メズ、氣息炎焰ナガラ尚容共抗日ノ余燼ヲ継続セリ、昨年三月三十日東亜新秩序建設ノ責任ヲ分担スル支那新中央政府成立シ、日滿華三国ノ提携ハ益々強化セラレ、東亜ノ天地ニ樂土建設ノ日モ蓋シ近力ラン

更ニ七月ニ至リ米内々閣ノ後ヲ受ケテ第二次近衛内閣成立シ、次イデ其ノ一翼トシテ大政翼賛会ノ発足ヲ見テ我

国内体制ハ強化サレ愈國家總力戰体制ノ確立ヲ見タリ、翻テ一昨秋勃發セシ独伊対英仏ノ第二次歐洲大戰ハ遂ニバルカンノ全土ニ拡大シ真ニ世界大戰トナレリ、此間ニ處シテ思ヲ同ウスル帝国ト独伊ノ三国ハ世界人類ノ恒久平和ノ保持ト大東亜ノ安定確立ノ主旨ニ基キ三国同盟條約ヲ締結シ、之等全体主義国家群ハ英米蔣等ノ自由主義國家ト相對スルニ到レリ

以上ノ改革ハ長期ニ亘ル自由主義經濟ニ慣レタル當業者ニ対シ、當業上若干迷惑ノ感ヲ与ヘタリト雖、生産ニ於テハ前年度ニ比シ著シキ低減ヲ認メズ、之方売上額ニ於

テハ物価停止令ノ一般的徹底ニ依リ、相当ノ好成績ヲ挙
ゲ得タルハ斯業使命ノ重大性ヲ顯シタルモノニシテ、組
合當業者ハ愈協同一致自肅自戒以テ、國策ニ順応シテ職
域奉公ノ誠ヲ致スペキナリ

(大和壳薬同業組合『昭和十五年度業務成績報告書』)

議会ヲ連続的ニ開催シテ大和壳薬統制審議会ノ設立ヲ見
ルニ到リ、目下慎重ニ調査研究シツ、アリ
(一) 昭和十九年九月二十日

富山壳薬同業組合評議員廣貫堂代表者金尾義信氏ヨリ
富山壳薬新体制案ヲ聽取シタリ、金尾氏ト会見シタル
者右ノ如シ

三 大和壳薬新体制についての諸事項

昭和十五・十六年度

衛生課 玉木 塩岡技師
商工課 大西属

大和壳薬新体制ニ関スル事項

支那事変ハ即ニ第五年ノ長期戦ニ入り産業全部面ニ亘リ
人的、物的資源ノ不足逼迫ヲ來シ、今ヤ我業界ニ於テ
モ從来ノ如キ営業ノ経緒ハ困難トナレリ

同業富山壳薬ニ於テハ、此ノ現状ニ鑑ミ三百年ノ古キ伝
統ヲ有スル富山壳薬ヲ一県一社一戸一袋ニ企業合同シ
テ、原材料ノ死藏偏在ヲ防ギ人的資源ノ不足ヲ補ハント
計画シタル声明ハ全國ノ同業団体ニ一大ショックヲ与
ヘ、我ガ大和壳薬ニ於テモ之ヲ契機トシテ國策ニ協力ト
斯業ノ維持經營ニ付テ善処スルタメ、數次ニ亘り会合協
同業組合

(二) 九月二十四日組合事務所ニ於テ富山壳薬新体制案ヲ
議題トシテ、同業組合顧問役員及工業組合役員ノ聯合
懇談会ヲ開催シタリ出席者中島組長以下十六人
(三) 九月二十七日 滋賀県大津市ニ於テ全國配置壳業團
体聯合會代表者会ヲ開催セラレ、壳薬新体制ヲ協議題
トシテ富山新体制ヲ参考トシ懇談セリ、当日ノ出席代
表者三十五名ニシテ來賓松尾厚生省药品生産課長ノ訓
話アリ、奈良、富山、滋賀、徳島、等各県ヨリ關係官

十一名臨席アリタリ

当日県当局ヨリ

本県出席者 県ヨリ 堀内技手 恩田属

衛生課 佐藤課長 玉木 中島 塩岡技師

組合ヨリ 中島組長 岡村副組長

泉警部 堀内技手

増田組合會議長 前田最寄会理事長

商工課 吉川課長 松田属

岡村事務長 伊藤監視主任

經濟保安課 課長代理 南浦警部

(四) 十月五日 組合事務所ニ於テ配壳代表者会ノ情況ニ

壳藥試驗場 北岡場長 後藤技師

依リ、我ガ大和壳藥ノ対策協議ノタメ同業組合顧問並

薬剤師会 北山会長

役員及工組役員ノ懇談会ヲ開催シタリ、出席者 中島

十月十日 壳藥新体制ノ叫ハルル折柄、近日開催セ

組長以下十七名

(五) 十月八日 大和壳藥本舗会ハ登佐喜ニ於テ緊急例会

ラルベキ全国警察部長會議ニ出席セラルル小幡本県警

ヲ開催シテ、富山壳藥新体制案ヲ検討スルト共ニ我ガ

察部長ニ対シ大和壳藥ノ特異性ニ就テ陳情セリ

大和壳藥ノ時局即応策ニ付研究懇談セラレタシ

十月九日 檀原警察署楼上ニ於テ業界時局対策懇談

(六) 大和壳藥新体制ニ付テ、関係県当局及県

岡村副組長 南評議員會議長 増田組合會議長

会ノ名目下ニ大和壳藥新体制ニ付テ、出席者老百三十有余

岡本事務長

下業事同業者大会ヲ開催シタリ、出席者老百三十有余

名ニシテ堂ニ満チ何レモ祖先以来ノ生業ニシテ之ガ向

背ノ如何ハ直ニ生命ニ関スル重大問題ナルニヨリ、最

モ熱心ニ真剣ナル意見ヲ開陳シ空前ノ盛会ナリキ

(八) 十月十四日 曼ニ檀原署楼上ニ開催ノ時局対策懇談

会ノ結果ニ基キ、藥學商業学校ニ於テ同組工組両組合

聯合役員会ヲ開キ時局対策研究ノタメ大和壳藥統制審

議会ヲ設ケルコトニ内定シタリ

全国配置売薬業団体聯合会ニ関スル事項

(一) 配売代表者会

昭和十五年九月二十七日 大津市商工会議所ニ於テ開催シ、厚生省松尾技師及出席団体関係官臨席ノ下ニ売薬新体制ニ就テ懇談シ右ノ宣言ヲ行フ

宣 言

興亞聖業達成ノ為メ、全國配置売薬業者ハ國家ノ現状ニ鑑ミ万難ヲ排シ銳意業態ノ刷新ト整備ヲ図リ、以テ薬業報國ニ邁進シ、一億国民ノ希求シテ止マザル國家新体制ノ確立ニ全幅ノ協力ヲ致サンコトヲ期ス

(二) 配売代表者会

昭和十五年十一月二十九日 全売大会終了ニ引続き、本組合司会ノ下ニ檜原神宮前福本樓ニ於テ配売代表者会ヲ開催シ、各加盟組合ノ新体制要綱ヲ発表シ、併而売薬ノ価格問題ニ關シ今後各団体ハ同一歩調ヲ以テ進ム様申合セタリ

出席団体

富山 滋賀 九州 岡山 広島 徳島 大和

(三) 三団体代表者会

昭和十六年三月二十一日 石川県山中町吉野屋ニ於テ富山、滋賀、大和、三団体代表者会ヲ開催シ売薬ノ協定価格ニ関スル件ニ付慎重協議懇談ヲ遂ゲタリ

本組合出席者

中島組長 増田組合會議長 平山評議員 山中評議員 藤本評議員 岡本事務長 松村会計主任

薬事奉公会ニ関スル事項

全國薬業各種団体ノ大政翼賛機関トシテ発足ヲナシタル薬事奉公会創立総会ハ、昭和十六年三月二十七日東京上野精養軒ニ於テ開催サレ加入申込団体百四十七ニ及ベリ

本組合出席者

副組長 岡村一雄

(大和売薬同業組合『昭和十五年度業務成績報告書』)

大和売薬統制審議会並ニ新体制ニ関スル事項

昭和十六年九月十二日本組合事務所内ニ於テ第四回統制

審議会ヲ開催ス、出席委員十八名ニシテ県衛生課ヨリ佐藤課長、玉木、中島両技師臨席セラレタリ、当日ハ(一)方剤方名ノ整理ノ件 (二)容器、大袋、被包、中能等規格統一ノ件 (三)企業合同ノ件 (四)共同調剤ノ件 (五)国産代用原料ヲ以テ模範売薬ノ研究機関設置ノ件 (六)標準処方売薬ヲ研究シ之ニ組合員ヲ誘導統合セルムルノ件等ニ付テ熟議研究ヲナシタル結果、委員中更ニ小委員制度ヲ設ケテ分担的ニ調査研究ヲナシテ促進ヲ図ルコト、ナレリ、而シテ小委員ノ選任ハ会長ニ一任ト決シタリ

(大和売薬同業組合『昭和十六年度業務成績報告書』)

三 奈良県薬学商業学校の廃校

昭和十六年度

ハ追増ヲ予想セラレ、之ガ経営頗ル困難ナル事態ニ立到リタルヲ以テ、昭和十六年十一月十九日及十二月十一日ノ兩度ニ亘リ組合役員、顧問、相談役、教育委員及元設立者ノ協議会ヲ開催シ、之ガ経営上ニ関シ懇談ヲナシタル處多数ハ之ガ廃校ヲ希望シタリ、依ツテ十二月二十三日開催ノ通常組合会ニ於テ、正式ニ諮問シタルニ何レモ廃校ニ意見ノ一致ヲ見タリ、故ニ在校生ノ卒業ヲ待ツテ廃校スル事ニ決シ、昭和十七年度ニ於ケル新入学生ノ募集ヲ行ハサルコト、ナシタリ

(大和売薬同業組合『昭和十六年度業務成績報告書』)

昭和十一年四月以来、本組合ノ經營ニ係ル奈良県薬学商業学校ハ、其ノ程度ガ現代ニ相応シカラヌト一般社会ノ認識ヲ欠ク嫌ヒアリテ、生徒ノ募集意ノ如クナラズ且卒業生ノ大部分ハ其ノ目的タル行商ニ従事スル者僅少ニシテ、加フルニ国民学校制度布カル、ニ当リ生徒ノ募集難